

厚生労働大臣の定める揭示事項

2026年6月1日現在

当院における届出施設基準は下記の通りです

- 地域包括ケア入院医療管理料 1 3 2 床
- 地域一般入院料 1 1 6 床
- 看護補助加算 3
- 診療録管理体制加算 2
- 身体的拘束最小化推進体制加算
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している
保険医療機関の基準
- 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院基本料等)
- データ提出加算 I
- 運動器リハビリテーション II
- 入院時食事療養費 I
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん治療連携指導料
- 感染対策向上加算 3
- 電子的診療情報連携体制整備加算 3 (初診料・再診料等)
- CT撮影・MRI撮影
- 入院ベースアップ評価料 5 1
- 外来・在宅ベースアップ評価 (I)
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1